

地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善を求める意見書

労働者をめぐる情勢は、官民間わず、不安定雇用と低賃金の非正規労働者が増加することによって格差が拡大し、地域経済に大きな影響を与えている。とりわけ、自治体職員の3人に1人は臨時・非常勤職員で、全国では約70万人にも上り、それらの職員の多くは、年収が約200万円以下であるため「官製ワーキングプア」とも言われ、雇いどめに不安を感じながら日々の業務にあたっている。

臨時・非常勤職員の職種は、行政事務職員のほか保育士、放課後児童クラブ指導員、学校給食調理員、看護師、各種相談員、公民館職員、学校職員など多岐にわたり、その多くが恒常的業務についており、臨時・非常勤職員の労働なくして、一日たりとも地方自治体の業務は回らない現状にあると言える。

しかし、法を遵守する立場にある自治体の臨時・非常勤職員には、パートタイム労働法、労働契約法が適用されないなど、待遇や雇用について保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度のはざままで、法の谷間に置かれた存在となっている。このため、パートタイム労働法や改正労働契約法の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定に関する法整備を図ることが重要課題となっている。

よって、国においては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善に向け、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 非常勤職員に期末手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。
- 2 均等・均衡待遇を求めているパートタイム労働法の趣旨を臨時・非常勤職員に適用させるよう、法整備を図ること。
- 3 臨時・非常勤職員の処遇改善を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月20日

広島県府中市議会